

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（7月29日現在）
<p>土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件等 令和2年4月2日公布 令和3年4月1日施行</p>	<p>令和2年1月27日付けで中央環境審議会から答申された「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第4次答申）」を踏まえ、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの環境基準等の見直したものを。 <改正された告示・省令> 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号） 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号） 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号） 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号） ●環境省 HP：http://www.env.go.jp/press/107951.html</p>
<p>大気汚染防止法の一部を改正する法律 令和2年6月5日公布 施行 ①③④：改正法の公布から1年を超えない範囲で政令で定める日 ②：改正法の公布から2年を超えない範囲で政令で定める日</p>	<p>建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務づけ及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化するもの。 <主な改正概要> ①規制対象の拡大 規制対象について、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大 ②都道府県等への事前調査結果報告の義務づけ 石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け ③直接罰の創設 石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設 ④不適切な作業の防止 元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付け ●環境省 HP：http://www.env.go.jp/press/107831.html（法案閣議決定） ※ 詳細は、今後、政省令、マニュアル等の改正で示される予定</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 令和2年7月16日公布・施行</p>	<p>近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況にあり、これらを適正かつ迅速に処理する必要があること、また、PCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるものを中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し適正に処理する必要があることから、既存の産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設の設置に係る特例について所要の改正を行うもの。 ●環境省 HP：http://www.env.go.jp/press/108215.html</p>

法令等の名称	改正の概要（7月29日現在）
<p>「持続可能な開発目標（SDGs）を活用した地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業」成果リーフレット 令和2年4月3日公表</p>	<p>SDGs 達成の取組に添って、地域における環境課題への取組を他の社会課題の取組と統合的に進めることで、それぞれの課題との関係の深化、ステークホルダーの拡大、課題解決の加速化等を促進することを目的に実施した「持続可能な開発目標（SDGs）を活用した地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業」で得られた、地域の課題解決のプロセスにおけるポイントを紹介するリーフレットを作成。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107933.html</p>
<p>すべての企業が持続的に発展するために「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」（第2版）の発行 令和2年3月10日公表</p>	<p>持続可能な開発目標（SDGs）に係る取組の進展に寄与することなどを目的として、企業が SDGs 達成に向けて取り組む際の手引となるよう平成30年6月に作成した「持続可能な開発目標（SDGs）の活用ガイド」の第2版を発行。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107846.html</p>